

令和3年度 第2回八雲町民自治推進委員会 会議録（要旨）

○日 時 令和3年9月28日（火）18：30～20：35

○場 所 八雲町役場 議員控室

○出席者 東間和浩 会長、福田浩子 委員、足立美津子 委員、
吉村香代子 委員、赤井義大 委員
川口政策推進課長、上野課長補佐、渡辺
傍聴者 なし

1 開 会 進行～事務局

2 会 長 挨拶

3 条例の見直しに関する協議について～意見及び事務局からの回答について、事務局説明

(1) 諮問（条例改正（案））内容について、追加および修正の意見

（意見 1-1）

青少年及び子どもの町政参加について、参加する権利の明記となっているが、年齢を引き下げる法改正の目的にも合うように次世代の担い手として積極的な学びの場が必要と考えることから

1. 行政は青少年や子どもに対して、次世代の担い手として、自治について、学ぶ機会を提供する。
2. 青少年や子どもは自ら学ぶ場や町政に参加できる
の条文追加修正。

（回答 1-1）

青少年については、社会教育法、子どもについては、学校教育法により学ぶ場の保障がされており、また、子どもの参加に対しても町の「子ども・子育て支援事業計画」で参加する権利が規定されており、各分野で事業が推進されている。

ただ、学ぶ機会を提供するという意味では、本条例を学んでもらうため、各小中学校へ教材を提供し学校裁量で授業が行われている。また、八雲高校生へのアプローチも必要と考えており、今後は、出前説明会（授業）という形式で町職員が学校へ出向き、子どもたちへの説明を行い、条例の趣旨やまちづくりについて学ぶ場の提供を行うなどの工夫をしていくこととし、条例の規定を見直すのではなく、積極的な学びの場、町政への参加を促すことで対応して行きたい。

(意見 1-2)

八雲町水道水源保護条例、八雲町防災害危機管理条例の新規制定要望

(回答 1-2)

今回の設問の趣旨とは異なりますので、意見として受け取りさせていただく。

(委員)

条例の新規制定は委員として追加してほしいという要望だが、今回の諮問に該当しないから対応はしないということか。

(事務局)

自治基本条例の改正にかかる諮問とは異なるが、このような意見があったと、関係各課へ情報提供は行うこととする。

(委員)

関係各課でこちらの意見については対応していくということか。

(事務局)

関係各課が現状の八雲町に必要かどうかを判断し、制定の可否の検討を行うと思われる。

(委員)

いずれこの二つの条例については、必要になると考える。どちらも八雲町の危機管理や今後の対応に係ることなので、協議する良い機会であると思う。

(事務局)

各関係課には、間違いなく伝えるが、どの段階で条例の制定に至るかなどの進捗状況については、事務局よりお伝えすることができませんので、ご理解ください。

(事務局)

こちらについては、条例という形にこだわらず、何かしらのルール作りが行われる。そういった場合は情報の公表が行われるものとしております。

(2) 八雲町自治基本条例の手引きについて、現在の社会情勢を考慮し、変更を要する部分があるか。また、その案について。

(意見 2-1)

第 15 条 (町民参加の方法) 行政は…次に掲げる一つ以上の方法…」とあるのを「二つ以上の方法」に変更しては。

(回答 2-1)

従来から町民への周知方法として 2 つ以上取り入れている現実に併せての見直しをすべきという意見と考える。これは、急を要する事項や時間的余裕がないなど、どうしても一つの方法でしか周知できないような事案もあることを考慮し、あえて規定に一つ以上を設けたものである。

ただし、このように規定しているが、職員に対しては可能な限り二つ以上の方法により町民参加を求めるよう指導している。

(意見 2-2)

行政としては町民意見の公募 (パブコメ) の活用をもって町民参加としている事例が多い。しかし、当初から寄せられる意見は少なく、パブコメの認知も低く現在では形骸化している。関係団体や審議会から意見を聞く方法を追加してはどうか。

(回答 2-2)

本来、町民参加は「義務」ではなく、「権利」ということが本条例で規定されており、権利の性質からすると参加を強制することは望ましくない。

また、審議会や団体はそれぞれ所掌する事務が決まっており、違う事項についての審議や意見を求めることは負担が大きく厳しいと考える。

(意見 2-3)

パブコメを単なる手続きの通過点として捉えるのであれば、事務の遅れを招いている事例もあり、パブコメ募集の期限を 30 日以上とせず、短期間に変更しても良いのではないかと考える。

(回答 2-3)

単なる手続きの通過点というわけではなく、町民参加の権利を保障しているもので、町民が参加できるための十分な期間を確保することが必要である。

ただし、施行規則にあるように、30 日以上期間を設けることができないやむを得ない場合には、柔軟に対応ができることとなっているため、変更は要しない。

(委員)

委員をやらせていただいているが、確認の意味で、意見を出した。当時の 30 日以上という中身についても、かなり議論し、決定した経過である。緊急を要する場合には対応できるというが、この期間で行政側の動きが遅くなってしまっているならば、見直しをしてはどうかという意見である。緊急を要するという案件で、期間を縮めたという経験はあるか。

(事務局)

状況によるが、規則のとおり次年度施行までの期日がない場合などに縮めたということはあるが、極端に縮めたというものはない。

(委員)

規則にも規定されているので、活用してはと思っていた。

(事務局)

町民に条例の浸透は図られているのかとの意見をいただくことはあるが、職員については、勉強会も行っているので、浸透している。基本的にはスケジュール立てて計画の策定等を行うこととしている。

しかし、近年、国の制度やルールの変更が多くなってきており、緊急的に変更が求められることが多くなってきているので、今後は適用する事案も状況によっては増える可能性もある。柔軟に対応できるような条例・規則になっているので、作りこまれていると感じる。

(委員)

30 日がキーポイントで行政も町民も理解できる日数だと思う。この日数を行政がうまく活用してほしい。逆に時代や人が変わって「日数なんてどうでもいい」というように行政が解釈するのではなく、原則実施できるものについては、本条例に則って運用してほしいので、変えない方がよいと思う。うまく行政が町民を巻き込んでほしい。

(3) その他（条例改正だけでなく、まちづくりの課題等の意見）

(意見 3-1)

まちづくりに関する情報はどれくらい町民に浸透しているか。

(回答 3-1)

まちづくりに関する情報については、各担当課より広報紙及び HP で、情報発信、周知を行っているが、様々な情報が詰まっている為、町民自身で必要な情報を取捨選択することが困難な場合もあると思っている。

今後は、SNS である LINE を活用することで、自分に必要な情報を町民自ら選択、取得できるような仕組みを構築し、浸透しやすい方法を取り入れていく。

(意見 3-2)

情報公開の方法は HP の割合、広報紙他の割合

(回答 3-2)

まちづくりに関する情報公開という意味合いで行けば HP, 広報紙共に本条例に基づき、ほぼ 100%だと考えている。審議会に係る公開については、毎年度の運用状況報告書のとおり。

(意見 3-3)

パブリックコメントもいいけど各町内で審議してもらっては

(回答 3-3)

各町内会は、すでに町から様々な職や施策への協力要請をしており、これ以上の負担増は非常に難しい。また、町民参加は「義務」ではなく、「権利」と規程されており、義務的な扱いにしてしまうと権利の性質から逸脱することからも要請することは厳しい。

(意見 3-4)

形だけの条例ではなく、しっかり計画、実行していく必要があると感じます。基本条例である（町民の基本姿勢と役割）についても現状、一部の町民を除いては、まちづくりに興味はないように感じる。

行政側から、具体的なまちづくり案、未来像等を周知し、町民に危機感、興味を持っていただかないとみんなで考えるまちづくりは難しいのではないかと思います。

すべての人において、理想のまちづくりは厳しい現実の中、もっとたくさんの方々で議論しあい、少しでも皆にとって、よりよい町となることを願っております。

また、持続可能なエネルギーやエコについては、事細かく吟味し、慎重に考えていただきたいと思う。

(回答 3-4)

意見のとおり、すべての人にまちづくりに対し、興味・関心を持ってもらうことは非常に難しいことだと深く認識している。今後も情報提供、情報共有の充実をはかり町民参加と協働のまちづくりを推進していく。

(意見 3-5)

現在町内会活動において、大小さまざまな形で町内会があり、それぞれ問題も多くある中、町内会の活動の中に、地域会館の運営が負担となっている町内会があります。そろそろ地域会館の見直しと機能を考える時が来たように思われます。何か災害が起きたとき、たぶん使用または利用できる会館が少ないのではと思っています。安心できる、町内会に負担とならないこれからの地域会館の見直しをお願いいたします。

(回答 3-5)

当町の地域会館は地域の指定管理団体において管理・運営を行っている。地域会館の建設した当時は葬儀や集まりが頻繁であった時代背景から、各地域に整備したが、現在は葬儀や集まりが減少し、老朽化した会館の維持費等が負担となっている。

町としても会館の必要性を認識しているが、会館の適正配置が必要であり、統廃合を含めた協議を行う必要があると考えている。

(意見 3-6)

(第 49 条自治推進委員会のあり方として) 実効性を高めるために設置されているが、具体的な効果が見えない。

4 年に 1 度の見直しをするまでもない状態が続いているこのような状態が続き、4 年に 1 度の見直し検討が法的な文言のみで済むのであれば委員のなり手もない中、委員会はいらないのではないか。

小さくても実効性を高める動きが必要だと感じる。今後、SNS の活用を推進するのであれば、情報発信だけに限らず、相互間の意見のやり取りなどが簡単にできることが望ましい。特に青少年を含め、若い世代に向けて認知度を高める内容が必須だと思う。

(回答 3-6)

委員会のあり方・効果の意見であり、委員会は条例を形骸化させない仕組みとして、条例見直しや運用状況に関する審議を行うため、委員各位の審議や意見を踏まえた結論付けを行うため、不要ということにはならない。

しかし、今後は条例だけにとらわれず、小さくても実効性を高める動きをしていき、町民により関心が持てるように努めることが重要である。このことから、委員には、委員会の開催時のみに限らず、随時提案・意見等をいただきたいと考える。

(事務局)

SNS で活用の多い LINE が 10 月 1 日からプレオープンで選挙速報や災害、コロナの情報など緊急的な情報の提供、令和 4 年 4 月 1 日から本格運用では、一例ではあるが、現在、情報を探すのは困難な場合もあることから、町民自身で興味のある分野にチェックをいただくとその情報が届くという仕組みになる。防災の情報についても、位置情報の設定がされていれば、近くの避難場所までの道のりがわかるようになる。

(委員)

LINE の情報はどのように発信がなされるのか。政策推進課の職員なのか。

(事務局)

それぞれの所管課で発信を行う。チェックをした興味のある情報が HP 上にアップされた時点で LINE でも送信される。

(事務局)

わざわざ HP を確認に行かなくても、必要な情報のみを確認することができ、町民の皆さんが探す手間がなくなる。今後全職員に対しても勉強会などを行う予定である。

(委員)

LINE を登録したらこちらからも何か情報を発信できるのか。

(事務局)

最新の情報を提供する媒体と考えており、双方向のやり取りはできない。返信については、従来通り各課の問い合わせメールを活用してもらうこととなる。

(委員)

今でも HP の中身について意見が寄せられることがあるのか。

(事務局)

HP 所管係が情報政策係であるが、何か意見が来たという話は聞かないが、HP・広報ともに情報が過多で新着情報が埋まっていき、何が新着かわからない状態が課題になっている。

(事務局)

所管課はすべて重要という認識で情報を提供しているが、関係ない人からすると探しづらくなっている。LINE の導入は道内でも少ないと考えているので、活用していきたい。

(委員)

地域会館の見直しの意見について、会館のみならず町内会の再編について、昨年くらいから問題となってきていると思う。今後対応していくことだが何か案があるのか。

(事務局)

町内会については、今年の定例会でも再編の話が出ています。町長も同様の考えを持っているので、現在、町内会に再編に係るアンケートを実施している。

(委員)

町内会長にアンケートを取っているのか。

(事務局)

町内会長宛である。それをもって上部組織の町内会等連絡協議会（以下、町連協）に結果を知らせ、町連協で動く部分、行政として動く部分について協議していくことを考えている。ただ、この 1～2 年ですぐに結論というのは各町内会で抱えている問題もあり、正直難しいと考えており、足早に考えるのではなく、町内会と協議しながら検討していきたい。

また、会館については行政側の統廃合案をもっている。ただ、各地域と協議を交えた中で案ではないため、協議を行った中で双方の妥協点を見つけながら解決の糸口としていきたい。

(事務局)

どちらの案件についても段階的に行わなければならないし、一つのルールというのは難しい。会館については避難所としての機能も検討しなければならないし、各地域の事情についても考慮しなければならないと考えている。町内会についても議会でも問われているが、町連協の集まりで合併の可否について話をした中でもそう簡単にいかない要素を抱えている。

(委員)

町内会長宛にアンケートを取っているとあったが、町内会長の意見を聞いているということか。

(事務局)

町内会の会員についてアンケートを取るとするのは現実的に難しい。町内会長に意見を聞くということは町内会の抱えている課題について聞けることである。その後再編の話が進んでいけば当該町内会員の話を聞くことが必要と考えている。

(委員)

一つ一つの町内会で全然違うのでは。

(事務局)

委員おっしゃる通りで、戸数も年齢構成、戸建て・アパート世帯などそれぞれ悩みが異なる。合併をした町内会に対する補助金も検討しているが、果たしてそれが町内会の望むことか悩ましい。

(委員)

若い人が町内会に入らなくなれば、場所によっては、町内会より老人クラブの方が若いというところもある。そうなれば町内会が機能しない。町内会がなくなれば行政としても困るのではないか。

(事務局)

災害等があった時に行政として頼れるのも町内会であり、必要な組織である。

(委員)

災害を想定した場合、町民同士が共助で助け合うとしても、限界がある。きちんとした仕組み作りが必要。

(事務局)

町内会同士の再編は難しいので行政が間に入る必要があると考えている。

(委員)

郡部で生活していたこともあるが、町内会という組織がないと地域の人との交流がない。交流を持つためには、町内会活動に参加することができ、知らない人と知り合えるし、会館については、活動の拠点となるので郡部は残さないとさらに廃れると思う。

今住んでいる地区は世帯数も多く、アパート世帯が多い。多くはなっているが、誰がいるかもわからない状況。思いを持っている人が動いてくれているが、いつまで続くか。

若い世代は町内会活動に取り組みたいと考える人は少なく、協働の取り組みとしている街路灯、ごみステーションの管理、災害時のサポートなどは町内会でなく、行政がやるものと考えている人が少なからずいる。

また、災害時避難する場所が川に近い場合、会館の改築が求められていると思う。

(委員)

災害について、日頃から話し合う場を設けている町内会は問題ないが、違う町内会は壊滅的になってしまう。

(委員)

過去にも話し合いの場はあったが、現実問題対応の話までは様々な事情があり、難しい。

(委員)

会館の再編成を考えているのは本当なのか。

(事務局)

老朽化の問題もあり検討している。今後も全町的に地域会館の再編成は考えていかなければならない。

(委員)

地域の方々では思いを持っている人が多いので、行政からアプローチしてほしい。特に川に近いところなどは、災害のリスクもあるので。

(事務局)

再編については、行政で検討している材料はあるが、折り合いをつけるためにも協議する場は必要である。町長も会館の必要性は理解しているものの、予算もあるので、順を追って実施していく必要があるので、理解を求めていきたい。また、避難所という面での整備となれば、防災担当の意見も必要となる。

(委員)

地域の実情に合ったもの・機能が整備されることを望む。

(事務局)

防災拠点として整備する場合は、ルールに則って整備することになると考える。

(委員)

町民委員会としてこういう意見を言う場は大事であるが、本来、町連協が町内会の再編について主導になって意見を集約するもの。委員会で意見を伝えることも重要と考えるが、そういう組織ではないのでは。町連協の発展の為に、行政がアクションを起こすというのは大変だが、必要であると考えます。

町民委員会のあり方については、思うところがあり、基本条例を策定した当時の委員は思いがあって条例見直しについても考えたものだと思う。現在 11 年過ぎ、初めは基本条例を町民に対して知ってもらうため様々な周知方法をしてきた。また、委員会としても委員自ら先進地などの視察や勉強をしてきた経過がある。自治基本条例を推進するための一つの提案として町に拠点となる場を作り、職員を配置してはと提案したが、本委員会が担当する部署等であるから今は必要ないという回答だった。

本委員会は 2 年の任期で、今年については見直しの年だからこのような話し合いの場があるが、ない時はフリーにまちづくりの話し合いを行っているが、それはそれでほかの審議会等が用意されていると感じる。

会館の話について、専門的な組織がないのであれば、それが本委員会が、すすめていく役割を担うのであれば必要と思うが、4 年に 1 回条例見直しの諮問をするのであれば、その時に募集をかける委員会でよいのではないかと考えている。

今回の町内会や地域会館の話はこの場ではいけないというわけではなく、その専門の組織などで話をする方がよい。

今回の答申にあたって、49 条の町民委員会のあり方について、付帯意見として今後見直してみてもという提言をすべきではないか。

(委員)

49 条の町民委員会のあり方については、同様の意見。4 年に 1 回意見を求められてもわからない委員が多いと感じている。それであれば、4 年に 1 回新しい委員を募って勉強して意見を出したほうが有意義である。

(委員)

条例を見直すには議会に諮る必要があるのでは、制度上いつまでに答申するのか。

(事務局)

条例の制定は施行する前に議決を受ける必要がある。

(事務局)

案件によってはパブコメを求める必要があるので、30日の期間を経て条例案を作成し、議会に提案するので、その前には答申が終わっている必要がある。

(委員)

4月施行を目指すのであれば、委員を前年の4月から募集をかけ、勉強会を実施、議論していけばよいと思う。ただ、まちづくりに思いがあっても初めての人ばかりでは難しいと思うので、事務局でめばしい人材への声掛けは必要である。

(委員)

今後も条例の改正はそうそう行われたいのではないか。

(事務局)

本条例については、色々研究して策定したものであり、かなり柔軟に対応できるようなもので相当精度が高いものとなっている。ただ、諮問する期間について現行の4年なのか5年が良いか、随時が良いかなどの議論も今後必要ではないかと考えている。委員皆さんがおっしゃる通り新しく委員になられた方にも勉強していただくことは必要である。

(委員)

委員の意見でもあった通り一つ以上から二つ以上の取り組みに変えてはというものもあったが、運用している行政側も二つ以上取り組むことを努力しており、緊急性があった場合に二つというのは、厳しいというのであれば、変える必要はない。ただ、今後行政側の都合のいいように一つやればよいというような考えになるのであれば、変えなければならないと思う。また、デジタル化が推進していろいろな発信の方法は大切だが、紙媒体の広報は一定程度必要と考える。様々な問題をいまだけの問題として捉えるのではなく、今後10年の見通しを町民・行政・議会で議論し検討していくためにも町民参加を求めるようにしていければ。

(委員)

話は変わるが、例えば、条例違反に該当する場合はどのような対応が必要なのか。まちづくりに参加・協力しない人、団体のトップがいる場合は。

(事務局)

本条例には、違反をしたから処罰、という罰則規定はない。条例の中でも不参加であっても不利益は受けないと配慮がある。あくまで町民には権利があり、強制できない。そのような方にまちづくり参加の趣旨を伝え参加を求めていくことしかできないと感じる。

(委員)

まちづくりに参加には世帯・年齢により、意見が多様である。行政や組織がまちづくりをする際にも関係者と議論を深め決めたことに対して、反対した人も一緒にまちづくりをしていくというのが、自治基本条例の趣旨。社会人や団体としてまちづくりの意見が聞けないというわがままのような意見は条例に罰則規定はないが、論外と考える。

(委員)

本日の会議で答申内容が決定すると思うが、49条委員のあり方にかかる意見についても町長へ答申することになるか。

(事務局)

前回答申同様、今すぐ改正ではないが、今後の検討課題として付帯意見を付けることとしたい。次回諮問の際に、検討するようなことになると思う。

(委員)

次からの委員のあり方について何らかの変更を要する場合は、条例の改正になると思うので、委員から意見を聞くのが妥当と考える。

(事務局)

今後のスケジュールの中で、パブコメをとる事としていたが、今回改正は町民参加の年齢を引き下げることで町民に対し、有利となるような改正であることから事務局としては、パブコメを要しないと判断しているが委員皆さんの意見を伺いたい。

(事務局)

パブコメの実施は町民の生活に影響を及ぼすまたは不利益を与えるものに対し行うことと条例でも規定されており、今回は該当しないと判断したものです。

(委員)

法律上、成人年齢を引き下げることになるから、不要と考えるが、意見が欲しいものにはパブコメを実施する必要があると思う。答申書に「町民委員会としては本来、町民の意見を求める場というのは必要と考えるが、今回の改正は町民に有利となることからパブリックコメントの実施は不要と考える」旨を追記してはどうか。

(事務局)

委員の意見として追記していただくのはありがたい。

4 そ の 他

答申内容について付帯意見について記載したものを会議録と共に委員各位へ確認し、町長への答申については、会長から手渡しまたは郵送とさせてもらうこととした。

5 閉 会